

新城市議会議員通称等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市議会（以下「議会」という。）の議員（以下単に「議員」という。）が議会において使用する氏名として通称等を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(通称等の使用)

第2条 次の各号のいずれかに該当する議員は、その任期の末日までの間、議会において使用する氏名として、当該各号に定める通称又は氏名（以下「通称等」という。）を使用することができる。

- (1) 議員に当選した選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）第89条第5項において準用する政令第88条第8項の規定による通称の認定を受けた者 当該認定を受けた通称
 - (2) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲げる通用字体による漢字（括弧書が添えられているものについては、括弧の外のものをいう。）の字体又は戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）別表第二に掲げる漢字の字体（以下これらを「通用字体等」という。）と異なる字体が氏名に用いられている者 当該通用字体等以外の字体をその対応する通用字体等に変更した氏名
 - (3) 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた者（従前の氏に復したときを含む。） 当該改め前の戸籍上の氏名（戸籍上の氏の改めが複数回あるときは、いずれかの改め前の戸籍上の氏名）
- 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書面に通称等を使用することができない。
- (1) 履歴に関する届出書類
 - (2) 新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第140条第1項の辞表
 - (3) 報酬、費用弁償その他支給に関する書類
 - (4) 源泉徴収票
 - (5) 叙位、叙勲その他表彰に関する書類
 - (6) 在職証明書等各種証明書

(7) 市議会議員共済会に関する各種書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、通称等の使用により実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの
(通称等の使用の申請)

第3条 前条第1項の規定により通称等を使用しようとする議員は、通称等使用承認申請書（様式第1）をあらかじめ議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 前条第1項第1号の規定に該当する議員 当該通称に係る政令第88条第10項の認定書の写しその他当該通称の使用を選挙長が認定したことを証する書類
(2) 前条第1項第3号の規定に該当する議員 当該改め前の氏を証する戸籍謄本若しくは抄本又はこれらの写し
(通称等の使用の承認)

第4条 議長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、通称等使用承認通知書（様式第2）を交付するものとする。
(通称等の使用の中止)

第5条 議長の承認を受けて通称等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、通称等使用中止届出書（様式第3）をあらかじめ議長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 議長は、第4条の通知書を交付したとき又は前条の届出書を受理したときは、議会運営委員長及び新城市長に報告するものとする。
(通称等を使用する議員の責務)

第7条 通称等を使用する議員は、その使用に当たり、議会運営及び議員活動並びにその関連する事務処理に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。
(議長の職務を行う者がいない場合の特例)

第8条 一般選挙後において議長の職務を行う者がいないときは、第2条から第4条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議員の通称等の使用に関し必要な事項は、議

長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1（第3条関係）

通称等使用承認申請書

年 月 日

新城市議会議長

ふりがな
届出議員 氏名
(現戸籍氏名)

新城市議会議員通称等使用取扱要綱第2条第1項の規定により議会において使用する氏名として通称等を使用したいので、第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 使用する通称等

ふりがな	
通称等	

2 使用を開始する日

年 月 日

3 通称等の区分及び添付書類（いずれかの□にレ点を付すこと。）

区分	添付書類
<input type="checkbox"/> 第2条第1項第1号 (選挙長の認定を受けた通称)	当該通称に係る政令第88条第10項の認定書の写しその他当該通称の使用を選挙長が認定したことを証する書類
<input type="checkbox"/> 第2条第1項第3号 (改め前の戸籍上の氏名)	当該改め前の氏を証する戸籍謄本若しくは抄本又はこれらの写し

様式第2（第4条関係）

通称等使用承認通知書

年 月 日

様

新城市議会議長

年 月 日付けで申請のありました通称等の使用については、次のように承認しましたので、通知します。

1 使用を承認する通称等

ふりがな	
通称等	

2 使用を承認する日

年 月 日

様式第3（第5条関係）

通称等使用中止届出書

年 月 日

新城市議會議長

ふりがな
届出議員 氏名
(現戸籍氏名)

新城市議會議員通称等使用取扱要綱第2条第1項の規定により議会において使用している通称等の使用を中止したいので、第4条の規定により次のとおり届け出ます。

1 使用を中止する通称等

ふりがな	
通称等	

2 使用を中止する日

年 月 日